参考資料１

「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の下位法令の策定等に係る検討会の創設について

１．設置の趣旨

令和８年５月に「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が成立し、同年６月に公布された。同法においては、「公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」としており、今後、下位法令の策定に向け、専門的な検討が必要である。

そのため、同法の下位法令の策定に向けた具体的な審議を目的として、「「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の下位法令の策定等に係る検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

２．委員の構成

別紙のとおり。

３．小委員会への報告

検討会の審議状況については、中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会・産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ　合同会議に報告する。

４．検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

（１）　政令：対象となる太陽電池の種類、多量事業用太陽電池廃棄者の要件、認定事業者の太陽電池廃棄物の処理基準

（２）　省令：事業用太陽電池廃棄者の判断の基準となるべき事項、多量事業用太陽電池廃棄実施計画の申請手続、太陽電池廃棄物再資源化等事業計画の認定に係る基準及び申請手続、

（３）その他必要と認める事項

５．検討会の構成

（１）検討会は、上記４の検討事項に関する学識経験者等から構成する。

（２）検討会には、座長を置き、検討会の議事運営に当たる。

６．事務局

検討会の事務局は、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課及び環境省環境再生・資源循環局資源循環課が共同で行う。

７．その他

検討会は、原則として公開とする。また、議事録、議事要旨及び検討会に係る資料（以下「資料等」という。）は原則として経済産業省及び環境省のホームページ上で公表する。ただし、個別の事情に応じて、検討会又は資料等を非公開にするかどうかについての判断は座長に一任するものとする。

別紙

「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」の下位法令の策定等に係る検討会
委員構成

（敬称略・五十音順）

有泉　和紀	全国知事会（山梨県森林環境部環境整備課長）
池田　三知子	（一社）日本経済団体連合会　環境エネルギー本部長
大関　崇	国立研究開発法人産業技術総合研究所再生可能エネルギー研究センター　副研究センター長
所 千晴	早稲田大学理工学術院長　教授／東京大学大学院工学系研究科　教授
室石　泰弘	（公社）全国産業資源循環連合会　専務理事

オブザーバー

（一社）再生可能エネルギー長期安定電源推進協会

（一社）太陽光発電協会

（一社）太陽光パネルリユース・リサイクル協会